

広島県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十二年九月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	事 項
身体障害者 支援施設	身体障害者療護施設 ニューライフ君田	三次市君田町東入君二五 七番地一	障がい者支援施設 ニューライフ君田
身体障害者 支援施設	重度身体障害者授産 施設 聖恵授産所	竹原市忠海中町三丁目一 六番一号	ワークホーム聖恵
身体障害者 支援施設	身体障害者療護施 設 聖恵	竹原市忠海中町三丁目一 六番一号	ライフサポートホー ム聖恵
		所在地	竹原市忠海中町三丁 目一六番一号